

上松町おかえり支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過去に上松町（以下、「本町」という。）に住しており、Uターンを機に本町への居住をする意思のある者や、本町との関りを持つIターン者に対し、上松町おかえり支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号のいずれかに該当した者のうち、第2号の要件を全て満たす者とする。ただし、上松町（UIJターン）就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和3年告示第19号）に基づき支給する補助金の申請者及びその世帯の構成員としての要件を満たしている場合は支給しない。

(1) 対象区分 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 過去に本町に住民票があった者

イ 本町外の大学、短大、専門学校（以下「大学等」という。）に通学し、その間、住民票を本町から異動していなかった者

ウ 過去に本町における生活実態があり、第3者等の証言等によりこれを証明できる者

エ 本町の住民基本台帳に申請日より起算して5年以上記録されている者の3親等内の血族に当たる者

(2) 申請要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和6年1月1日以降に本町へ転入、又は本町外の大学等を卒業していること。

イ 住民票を移す直前の2年以上連続して本町外に在住、又は本町外の大学等へ2年以上通学していたこと。

ウ 本支援金の申請日において39歳以下であること。

エ 本支援金の申請日において本町の住民基本台帳に記録されていること。

オ 本支援金の申請日から5年以上継続して本町へ居住する意思を有すること。

カ 町税等に滞納がないこと。

キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと。

ク 過去において、この要綱に基づく支援金の支給を受けていないこと。

(支援金の額)

第3条 支給する支援金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 現金 20万円

(2) 上松町共通商品券 5万円分

(申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、本町への転入日又は大学等の卒業日から起算して6箇月以内に、上松町おかえり支援金支給申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、町長に申請しなければならない。

(支給)

第5条 町長は前条の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る可否を決定し、上松町おかえり支援金(支給・不支給)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、支給するものとする。

(支援金の返還)

第6条 町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に該当する場合は、支給した支援金の返還を請求するものとする。

(1) 現金20万円の返還

ア 虚偽その他不正な行為により支援金の支給を受けた場合

イ 支援金の申請をした日から起算して3年に満たない期間に、申請者が本町に住所を有しなくなった場合

ウ 支援金の支給決定を取り消された場合

(2) 現金10万円の返還

支援金の申請日から、申請者の転出した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を決定したときは、上松町おかえり支援金返還請求書（様式第3号）により通知するものとする。

（返還の免除）

第7条 前条第1項の場合において、申請者から理由報告書（様式第4号）の提出があったときは、町長は、その内容を審査し、その理由が災害、病気、職務上必要な一時的な転出、その他のやむを得ない事情であると認められるときは、前条の規定による返還を免除することができる。

2 町長は、前項の規定による返還の免除の可否を決定したときは、おかえり支援金返還免除（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

上松町長 殿

申請者氏名 印

上松町おかえり支援金支給申請書

上松町おかえり支援金支給要綱に基づき、支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。また、同要綱の内容を遵守します。

記

1、支援金支給申請額

250,000 円（内、50,000円は商品券）

2、申請者情報

ふりがな 氏名	
生年月日 申請日時点の年齢	昭・平 年 月 日 () 歳
対象区分	いずれかに○ ア 過去に上松町に住民票があった イ 本町外の大学、短大、専門学校に通学し、その間住民票を上松町から異動させていなかった ウ 過去に上松町に生活実態があり、第3者の証言等により証明できる エ 上松町に5年以上居住している3親等内の血族がいる
現住所	長野県木曾郡上松町 _____
前住所	都・府 道・県 _____ ※「対象区分」にて「イ」を選択した方は、その学校名を記入してください。 → _____
電話番号	ご自宅・携帯電話 — —
上松町への転入日 「イ」を選択した方は 大学等の卒業日を記入	年 月 日
該当親族の氏名 ※「対象区分」において 「エ」を選択した方のみ	(本人との続柄：)

裏面もご記入ください

3、支援金の希望振込先（※商品券はご用意出来次第、上松町役場窓口にてお渡しします）

金融機関	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

同意書

支援金の支給にあたり、私の転入年月日、町内在住の有無、町税等の滞納の有無、親族等について、上松町役場企画財政課職員が各担当部局において確認を行うことに同意します。

申請者氏名 _____

居住誓約書

上松町おかえり支援金支給申請にあたり、要綱の目的及び趣旨を理解し、申請日より5年以上、上松町に居住することを確約します。

申請者氏名 _____

※表面の「対象区分」において「ウ」を選択した方のみ

申請者の生活実態証明書

申請者が過去において上松町に生活実態があったことを証明します。

証明者氏名 _____

印

※証明者は、申請者の親族以外の上松町に在住する方である必要があります。

※署名欄には証明者本人による署名と押印が必要です。

添付資料

前住所へ2年以上在住していたことを証明する書類

（戸籍の附票写し、前住所地の住民票写し等 「ア」「ウ」「エ」に該当する方のみ）

納税証明書（前住所地にて取得してください 「ア」「ウ」「エ」に該当する方のみ）

在学していた学校等の卒業証書等（2年以上在学していたことがわかる書類 「イ」に該当する方のみ）

様式第2号（第5条関係）

上企第 号
年 月 日

様

上松町長

上松町おかえり支援金（支給・不支給）決定通知書

年 月 日に提出された上松町おかえり支援金支給要綱第4条に基づく申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

支給決定 ・ 不支給決定	
支給決定額	250,000円（内、50,000円は商品券）
不支給事由	

支給決定の場合、申請書に記入いただいた口座に支援金を振り込みます。（予定： 月 日）
上松町共通商品券につきましては、ご用意出来次第、お電話にてお知らせいたします。この通知と本人確認証明書(免許証等)をご持参の上、上松町役場窓口までお越しください。

処 理 欄

様式第3号（第6条関係）

上企第 号
年 月 日

様

上松町長

上松町おかえり支援金返還請求書

年 月 日付 上企第 号にて支給決定した支援金につきまして、上松町おかえり支援金支給要綱第6条に基づき、下記の通り返還の請求をいたします。

記

返還額	現金 円
返還請求理由	
返還方法	別紙納入通知書により納付
返還期限	年 月 日

上松町おかえり支援金支給要綱第7条の規定により、上記の返還請求理由にやむをえない事情があると認められる場合は、当返還請求書による支援金返還の免除を受けることができます。

該当する事情がある場合は、年 月 日までに様式第4号（第7条関係）を上松町企画財政課までご提出ください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

上松町長 殿

氏名 ㊟

理由報告書

上松町おかえり支援金支給要綱第7条に基づき、支援金返還の免除を受けたいので、下記のとおり理由を報告します。

記

理 由	
-----	--

・災害、病気、職務上必要な一時的な転出等、やむを得ないと認められる内容についてお書きください

・上記の理由を証明する資料がありましたら、その写しを一部添付してください。

様式第5号（第7条関係）

上企第 号
年 月 日

様

上松町長

上松町おかえり支援金返還免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に提出された理由報告書につきまして、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

上松町おかえり支援金返還の免除を 承認 ・ 不承認 とする。	
免除承認額	現金10万円 ・ 現金20万円
不承認事由	上松町おかえり支援金支給要綱第7条に基づく、やむを得ない事情として認められないため

免除承認の場合

上企第 号にて通知した上松町おかえり支援金返還請求書の内容を取り消します。

免除不承認の場合

上企第 号にて通知した上松町おかえり支援金返還請求書の通り、年 月 日までに返還をお願いいたします。